

# いきいき茨城ゆめ国体石岡市売店設置運営要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会石岡市歓迎・接伴基本計画に基づき、第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に参加する選手、監督、役員、視察員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、地域の特産物等の紹介及び販売を促進するため、第74回国民体育大会石岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）の運営について、必要な事項を定める。

## 2 設置場所及び期間

売店の設置場所及び設置期間は、別表1のとおりとする。設置期間中の途中開設・閉店は認めない。ただし、競技会が中止の場合及び実行委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

## 3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技会開始1時間前から競技会終了1時間後までとし、準備・後片付けはこれに含まれるものとする。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

## 4 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり1ブース20㎡程度（2間×3間のテント1張）とする。ただし、実行委員会は、出店申込状況等を勘案し必要に応じて調整できるものとする。

## 5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

### (1) スポーツ用品

### (2) 国体記念グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体のマスコットを使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき大会実行委員会の承認を得ているもの。

### (3) 郷土物産品

茨城県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農林畜水産物、農林畜水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、これに含むものとする。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを、提供直前に調理するものであること。

(5) 宅配便，郵便，はがき・切手類

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たす者とし、かつ実行委員会が選定する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者。

ア 原則として市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者

イ 過去の国体において出店実績がある者

ウ スポーツ用品，国体関連グッズ，郷土物産品，飲食物に係る関係団体等

エ 実行委員会が特に認めた者

(2) 次の条件のいずれにも該当する者。

ア 競技開催期間中、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、該当許可又は登録を受けていること。

ウ 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

エ 石岡市暴力団排除条例（平成23年石岡市条例第17号）第2条（2）及び（3）に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。また、販売員等として暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

7 飲食物販売者条件

保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たすものとする。

(1) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けること。

(2) 営業店舗が、過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。

(3) 製造物責任法（PL法）に対応した損害保険又は共済制度等に加入していること。

8 出店申請

出店希望者は、実行委員会定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に、関係書類並びに売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許書等の公的機関が発行したもの）を添付し、実行委員会に提出するものとする。

## 9 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理に要する経費の一部として、別表2のとおり実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、実行委員会が特に認めた場合は、出店料を免除することができる。
- (4) 前号の規定に基づき出店料の免除を受けようとする者は、実行委員会が定める出店料免除申請書（様式第2号）を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。
- (5) 出店を許可されたものは、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する方法により支払うものとする。なお、口座振り込みの場合、振込手数料は出店者が負担するものとする。
- (6) 納付された出店料は返金しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときはこの限りではない。

## 10 運営設営費

正式競技開催時における売店出店に伴う設備等の基準は以下のとおりとし、実行委員会が準備する。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚
- (4) 電源コンセント（2口・使用電力4.5kw以内、希望者のみ）

なお、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者が準備すること。

## 11 出店者の選定及び許可証の交付

実行委員会は、本要項に基づいて出店者の選定を行い、適当であると認めた者について出店を許可する。

ただし、出店申請者数が競技会場の設置予定売店数を超えたときは、石岡市産品を取り扱う申請者を優先し、これに依りがたい時は、抽選により選定する。

また、実行委員会は、出店を許可した者に対し、出店料の納付確認後、売店出店許可書（様式第3号）を交付する。

## 12 保健所への手続き

季節営業許可を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所にて許可申請を行い、受付印が押された許可申請済書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

### 13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して、本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

### 14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があった場合、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

### 15 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品として認めたものは除く。
- (6) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 周囲に迷惑となる拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

### 16 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を携帯すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみ（梱包材・食品残渣等を含む）は毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器・食べ残し等を回収する販売方法をとること。

- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は1売店につき1台とし、実行委員会が指定する場所に駐車すること。
- (7) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 販売員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で新設・丁寧を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会が安全確保のため売店の閉鎖等を指示したときには、その指示に従うこと。
- (12) 販売員の変更、追加、縮減があつた場合は、直ちに実行委員会に報告すること。
- (13) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたりるとともに直ちに売店監督員に連絡し、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

## 20 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 原状回復

出店者は、設置期間終了後速やかに出店に要した物品等を搬出するとともに、出店場所を原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を出店者に請求することができる。

## 22 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置運営の実施に関し、必要な事項は別に定める。